

# 市野倉北町会 防犯カメラ設置及び運用に関する規約

制定 令和元年11月1日

## 第 1 条(目的)

本規約は、市野倉北町会が同町会内に設置する、防犯カメラ設置及びその運用に必要な事項を定めることにより、防犯目的の達成を図ることを目的とする。

## 第 2 条(設置者)

市野倉北町会が、犯罪防止、抑止ために設置する。

## 第 3 条(管理責任者・副管理責任者)

防犯カメラを適切に運用するために、管理責任者と副管理責任者を置く。  
管理責任者には、市野倉北町会町会長が就任し、防犯カメラ運用に必要な業務を行う。  
また、不慮の事態に備え、副管理責任者を任命する。  
副管理責任者には、市野倉北町会副会長が就任する。

## 第 4 条(管理責任者の役割)

防犯カメラの適切な運用を行うため、管理・指揮・監督を行う。

## 第 5 条(副管理責任者の役割)

管理責任者の指揮・監督のもと、防犯カメラの適切な運用を管理責任者と共に行う。  
また、管理責任者に不慮の事態が起きた時は、管理責任者の責務を代行する。

## 第 6 条(管理責任者・副管理責任者の任期)

管理責任者及び副管理責任者の任期は、市野倉北町会の会長・副会長の任期に準ずる。

## 第 7 条(プライバシーの保護)

防犯カメラ運用にあたり、個人のプライバシーを尊重し、厳守する。

## 第 8 条(防犯カメラの設置)

防犯カメラの設置にあたっては、次の①から⑤の事項を厳守する。  
①防犯カメラの設置・運用に先立ち、近隣居住者に対して、説明会開催或いは訪問等での説明で、理解・了承を得てから、設置・運用を開始する。  
②不特定多数の人が通行する場所で、管理責任者が必要であると認めた所に限り、固定式カメラを設置する。  
③特定の個人を撮影しない。  
④防犯カメラを設置してある旨を、明確かつ適正な方法で表示する。  
⑤防犯カメラの設置にあたり、電柱使用許可等必要な許認可を必ず受ける。

## 第 9 条(防犯カメラの運用)

防犯カメラの運用にあたり、次の①から⑩の事項を厳守する。  
①映像及び音声記録(以下記録と云う)について、個人情報保護の観点から、無線によるシステム構築の際、他者が傍受出来ないよう、厳重な管理を行う。  
②記録を記録媒体に保管する場合は、施錠した保管庫等に保管するなど、盗難・散逸防止を図る。  
③記録は、撮影時のままの状態に保管し、複製・編集・加工を一切しない。  
④記録に私有地が含まれている場合は、当該私有地にマスキング処理をし、当該私有地の所有者・管理者・使用者・占有者等の承諾を得て、保管する。  
⑤記録の保管期限は、最大 7 日以内とし、設置目的を達成するための必要最小限とする。  
⑥保管期間終了後の記録は、速やかに確実にかつ慎重に消去・廃棄する。  
⑦記録への接続は、原則として管理責任者が行い、かつ管理責任者の指定した場所で行う。管理責任者以外が行う場合は、管理責任者の許可を得て、副管理責任者の同席で行う。  
⑧記録の漏洩・滅失・棄損の防止、その他安全管理のための必要な措置をとる。  
⑨記録により知りえた情報を、第11条(外部への記録の提供)以外は第三者に知らせない。  
⑩防犯カメラの運用にあたり、保守点検以外には、不必要な記録を行わない。

## 第 10 条(防犯カメラの保守・点検)

管理責任者は、防犯カメラを正常に作動させるために、定期的に保守・点検を行う。  
但し、専門業者に業務を委託することができる。その時は、管理責任者又は副管理責任者が立ち会うこととする。

## 第 11 条(外部への記録の提供)

管理責任者は、以下の①から③以外には防犯カメラの記録情報を提供してはならない。  
記録データの提供を請求する者は、請求理由を記載した書面を管理責任者に提出し、許可を得なければならない。  
①法令等に定めがある場合  
②捜査機関(警察・公安)から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合  
③住民等の生命・身体・財産等に対する危機を回避するために、緊急かつやむをえないと認められる場合。

## 第 12 条(苦情処理)

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関して苦情を受けた時は、迅速かつ適切に対応する

## 第 13 条(本規約に定めなき事項の扱い)

本規約に定められていない事項が生じた時は、管理責任者及び副管理責任者が協議し、合意の上で行う。  
その結果については、直近の市野倉北町会役員会議で報告し、承認を得る。

## 第 14 条(本規約の変更・廃止)

本規約の変更或いは廃止は、管理責任者が起案し、市野倉北町会役員会で決定する。

令和2年3月1日 施行  
市野倉北町会会長 宮嶋 勝